

燕市介護保険条例の一部改正について

燕市介護保険条例（平成18年燕市条例第129号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 3 月 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市介護保険条例の一部を改正する条例

燕市介護保険条例(平成18年燕市条例第129号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「37,800円」を「19,700円」に改め、同項第2号中「56,700円」を「35,500円」に改め、同項第3号中「56,700円」を「51,400円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 136,100円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 143,600円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 151,200円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 158,800円

第6条第2項から第4項までの規定中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は、令第38条第9項第1号の規定にかかわらず、420万円とする。

第6条に次の3項を加える。

6 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号の基準所得金額は、令第38条第9項第2号の規定にかかわらず、520万円とする。

7 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、令第38条第9項第3号の規定にかかわらず、620万円とする。

8 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、令第38条第9項第4号の規定にかかわらず、720万円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の燕市介護保険条例第6条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。